令和３年度障害福祉サービス事業所に対する実地指導の結果について

1. 実地指導の実施状況

　令和３年度の実地指導実施状況については次の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 実施数 |
| 共同生活援助 | ２ |

1. 主な指摘事項

　令和３年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例は、以下の通りです。

|  |
| --- |
| **重要事項説明書の必要記載項目が一部不足しており、内容が不十分である。****（「都条例155」第199条　準用（第13条第1項）、****「障発1206001通知」第十五の3（12）準用(第三の3（1）)）** |
| 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 |
| **共同生活援助計画の作成に当たり、サービス担当者会議を開催したか明らかになっていない。****（「都条例155」第199条　準用（第54条第5項）、****「障発1206001通知」第十五の3（12）準用（第四の3（7）②ア））** |
| サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、利用者に対する指定共同生活援助の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。 |
| **共同生活援助計画を利用者に交付していない。****（「都条例155」第199条　準用（第54条第6項）、****「障発1206001通知」第十五の3（12）準用（第四の3（7）②ウ））** |
| サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際は、当該共同生活援助計画を利用者に交付しなければならない。 |
| **運営規程の概要を掲示していない。****（「都条例155」第199条　準用（第92条））** |
| 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 |

**都条例155：**東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

（平成24年東京都条例第155号）

**障発1206001通知：**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）